

暮らしとお金の 耳より情報誌

2019年冬号

税理士法人 吉井財務研究所

岡山県岡山市北区青江1丁目4番16号
TEL : 086-226-5265 / FAX : 086-224-3051
http://www.yoshiizaimu.co.jp

Topic

ジュニア NISA の口座数 32 万 買付額は 1,400 億円を突破

ジュニア NISA^{※1} は開始から 3 年半が経過しました。相続税対策としても注目される同制度の利用状況を、最新の金融庁の発表資料^{※2} から読み解きます。

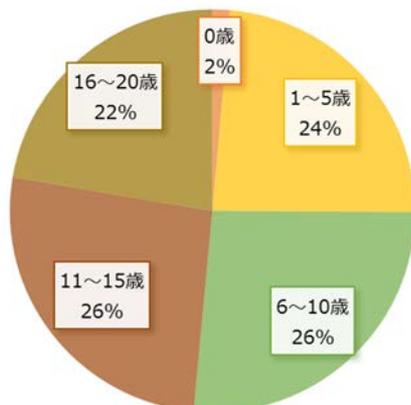


商品別買付額の内訳は、投資信託が 50% 超

2019 年 6 月末時点のジュニア NISA 口座数は 328,982 口座で、32 万口座を突破しました。年代別の口座数をみると、どの年代にも均等に分布しています（図 1）。

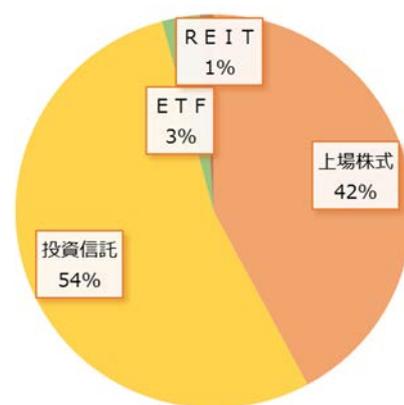
買付額は、総額で 1,405 億 8,345 万円。商品別に注目すると、上場株式が 42%、投資信託が 54% でした（図 2）。一般の NISA では上場株式が 41%、投資信託が 57% ですので、類似した分布といえます。ただし、ETF（上場投資信託）については、ジュニア NISA での割合が高く、一般の NISA の約 2 倍となっています。

図1：ジュニアNISA 年代別口座数割合



金融庁「NISA口座の利用状況調査（2019年6月末時点）」より作成

図2：ジュニアNISA商品別買付割合



金融庁「NISA口座の利用状況調査（2019年6月末時点）」より作成

ジュニア NISA の投資可能期間は、現行では 2023 年 12 月末で終了^{※3} する予定です。

※1 ジュニア NISA：未成年者口座内で行った投資に係る配当や売上の儲けに税金がかからない（非課税）制度

※2 金融庁：「NISA 口座の利用状況調査（2019 年 6 月末時点）」<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20190920/01.pdf>

※3 2023 年 12 月末以降も一定額までは、20 歳になるまで非課税のまま保有できます。

～2019 年冬号 目次～

ジュニア NISA の口座数 32 万	1	生命保険金と遺留分	6
公的年金の未支給部分に相続税はかかる？	2	冬でも気を抜けないニオイ対策	8
介護や看護に報いる相続制度が始まりました	4		

公的年金の未支給部分に相続税はかかる？

公的年金を受け取る前に亡くなった場合、その未支給の公的年金は誰が受け取り、税法上どのように取り扱われることになるのでしょうか。

Question

妻（70歳）が9月20日に亡くなりました。妻が亡くなった翌月の10月15日に妻の預金口座に国民年金が入金されました。



この年金は相続税の計算上、どのように取り扱えばよいのでしょうか。相続財産として、相続税が課税されますか？



Answer

ご相談のケースは、ご遺族が自分のものとして受け取るものです。そのため、相続税は課税されず、受け取ったご遺族に対して所得税が課税されます。

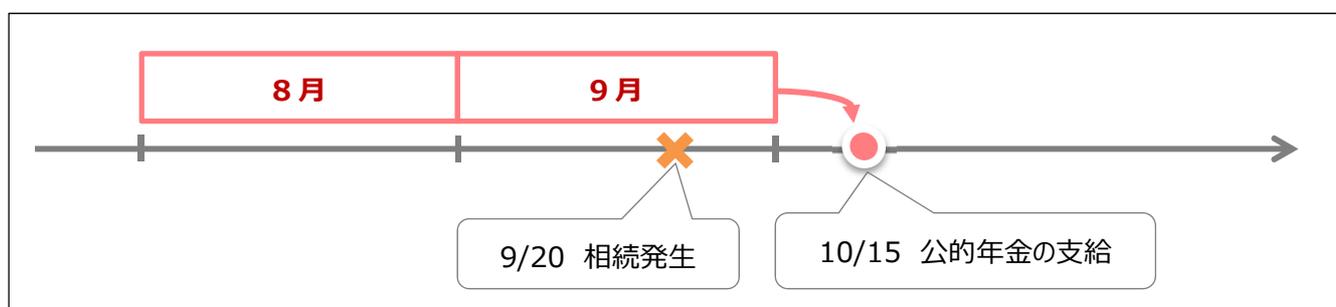
死亡時点で支給されていない年金

国民年金等の公的年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の15日に、その前月と前々月の2ヶ月分の合計額が支給されます。

この場合、15日が土曜日、日曜日または祝日であるときは、その直前の平日が支給日となります。

支給月	支給対象月
2月	12月、1月
4月	2月、3月
6月	4月、5月
8月	6月、7月
10月	8月、9月
12月	10月、11月

今回、10月15日に支給された年金は、8月と9月の2ヶ月分の合計額となります。



ワンポイント！

8月と9月の年金は、10月にまとめて2ヶ月分が支給されます。

亡くなった月まで支給されるため、奥様の年金は9月分までが支給対象となります。

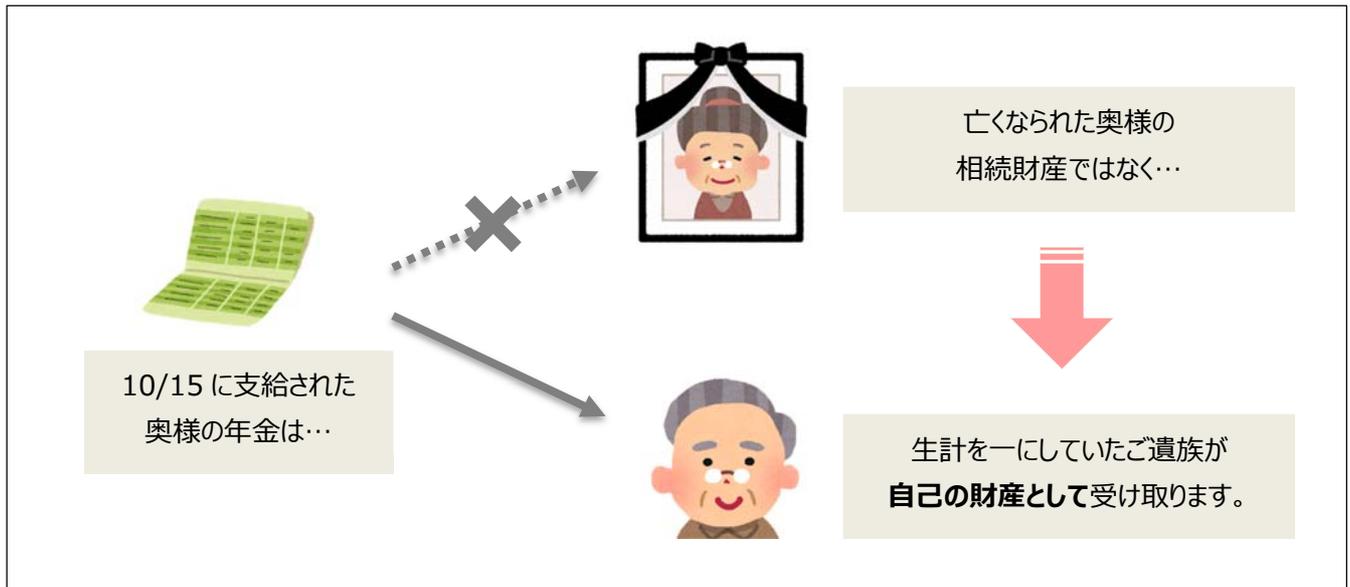
誰が受け取るもの？

公的年金は、死亡した日の属する月分まで受け取ることができます。

受給者が亡くなった時点で、まだその者に支給されていない年金（以下、未支給年金）がある場合には、死亡した受給者の配偶者、子、

父母など三親等内の親族であって、かつ、生計を一にしていた者が、「自己の名」で受け取ることができることになっています。

つまり、ご相談の国民年金は、奥様の相続財産として受け取るのではなく、**未支給年金としてご遺族が受け取るもの**、ということになります。



ワンポイント！

国民年金等の公的年金は、年金受給者と家族の生活を保障するために支給されるものですので、未支給年金部分は遺族のものとなります。

課税上の取り扱い

このように未支給年金は奥様の相続財産とはならないため、**相続税は課税されません**。

他方、未支給年金を**受け取ったご遺族に対して所得税が課税**されます。

この場合の所得の種類は、通常、本人に支給される公的年金は「雑所得」ですが、ご相談の

ケースは「一時所得」となります。

一時所得は年間50万円まで控除額がありますが、他に一時所得がある場合には、この分を含めて計算するのを忘れないようにしましょう。

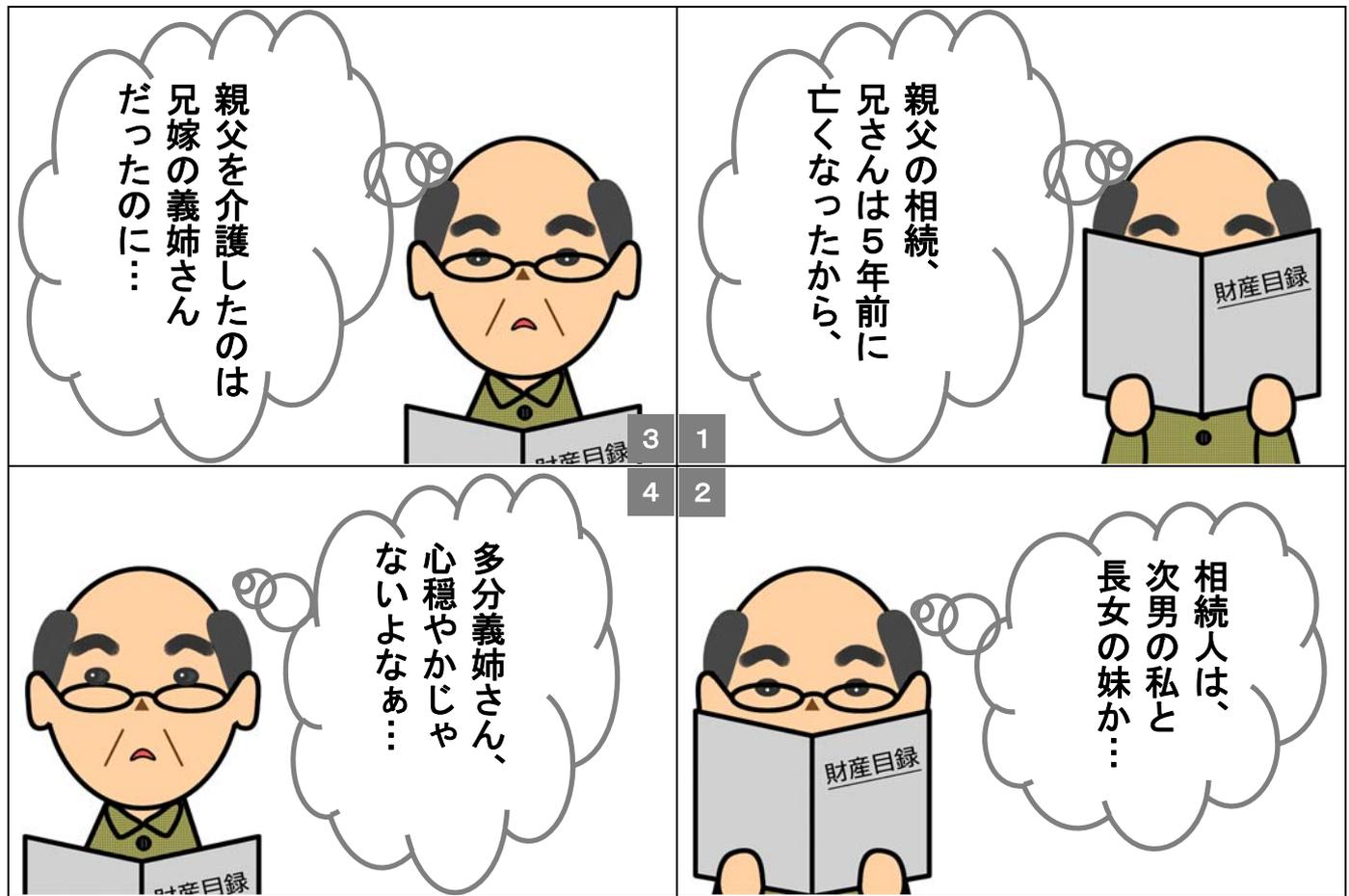
税金についてのご相談は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

〈参考〉

所得税基本通達 34-2、国民年金法第 19 条、国税庁 HP 「未支給の国民年金に係る相続税の課税関係」

介護や看護に報いる相続制度が始まりました

相続法の改正で、相続人ではない人へも何らかの財産の分配がなされる「特別の寄与」という制度が創設されました。どのような制度でしょうか？



介護した人に「請求権」ができました

これまで、相続人の貢献を考慮するための「寄与」はありました。今回の「特別の寄与」は、**相続人以外の者**の貢献を考慮するための方策として設けられた制度です。主として、**被相続人の療養看護や介護に努めた、子（相続人）の配偶者などを救済**することを目的としています。

これにより、被相続人の療養看護等に携わった相続人以外の親族は、一定の要件の下、**相続人に対して金銭の支払を請求**できるようになりました。

今回の事例ですと、従前の制度では、相続人である次男と長女が相続財産を取得することができる一方で、被相続人の介護に尽くしてきた義姉（兄嫁）は、相続財産の分配を受けることができませんでした。

改正後の現行法（令和元年7月1日以後に開始する相続より適用）においても、遺産分割手続き自体は、従前通り次男ら相続人のみで進めます。しかし、介護に貢献した義姉には、相続人である次男らに対し、その貢献に応じた金銭を請求することが認められるようになりました。これにより、相続の不公平感が解消されます。

「特別の寄与」制度の概要

「特別の寄与」については、改正法第1050条に定められています。

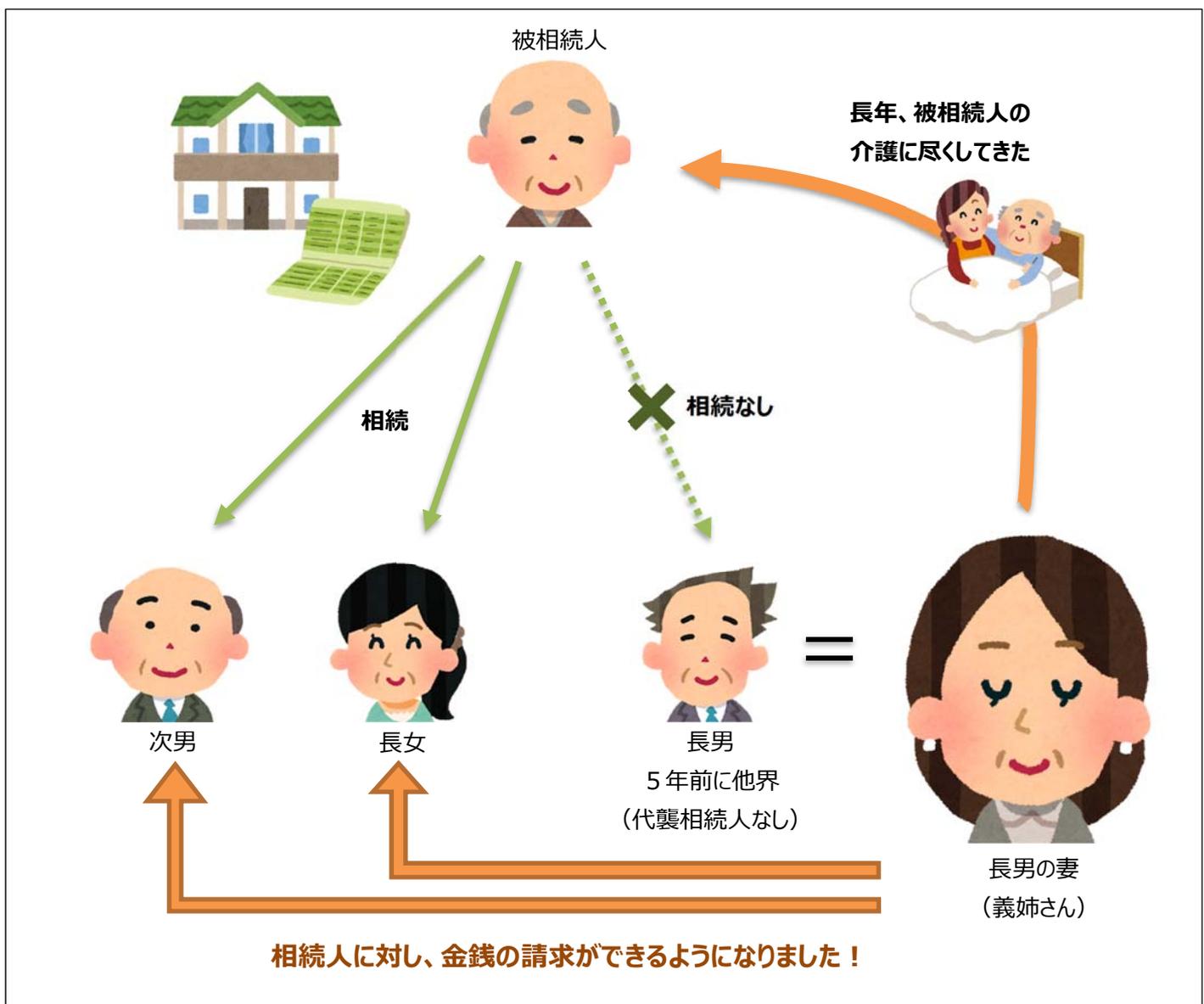
まず、事例の義姉のように、無償で被相続人の療養看護等を行い、被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続放棄者、相続欠格者、被排除者を除く）を、「特別寄与者」といいます。特別寄与者は、相続開始後、相続人に対し、その寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払を請求することができます。

このとき、特別寄与料の額の上限は、被相続人の相続開始時の所有財産の価額から、遺贈の価額を控除した残額になります。

相続人が複数いる場合は、各相続人は、特別寄与料の額に、法定相続分を乗じた額を負担することになります。

この特別寄与料の支払について、当事者間の協議が調わなかった場合、一定期間内であれば、特別寄与者は、家庭裁判所にこれに代わる処分の請求ができます。家庭裁判所は、寄与の時期、方法、程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定めます。

なお、「相続人」の寄与分に改正はありません。



生命保険金と遺留分

通常、生命保険金は遺留分の算定に含まれません。しかし、例外的に含める場合もあります。相談事例で考えてみましょう。

財産は全て長女！？ 他の相続人はいくら請求できる？

私の父が亡くなりました。相続人は私（次男）と長男、長女の3人ですが、父の遺言で父の財産は全て長女に相続させるとありました。私と長男は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求を行いたいと思っていますが、各々いくら請求することができるのでしょうか？

財産は、預貯金が5,000万円と不動産が1億円です。

この他に、父を被保険者、死亡保険金受取人を長女とする、生命保険金が5,000万円あります。この生命保険は、父が生前に契約を行い、父が保険料を全額負担していました。なお、私と長男及び長女は、過去に父から何らの贈与も受けていません。



相続人全てが過去に被相続人から贈与を受けていないということですから、お二方それぞれ2,500万円を請求することができるものと考えられます。ただし、生命保険金が特別受益の持戻しとして遺留分の算定対象となる場合には、請求できる額が異なります。

詳しくみていきましょう。

遺留分はそれぞれいくら？

兄弟姉妹以外の相続人について、被相続人の財産について**一定割合の権利の確保を保障**するものを、「**遺留分**」といいます。

ご相談のケースにおける、長男、次男の遺留分は、以下のとおり2,500万円となります。

$$\begin{aligned} & \text{預貯金 } 5,000 \text{ 万円} + \text{不動産 } 1 \text{ 億円} = 1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円} \\ & 1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円} \times \left(\frac{1}{2} \text{ [遺留分]} \times \frac{1}{3} \text{ [法定相続分]} \right) = 2,500 \text{ 万円} \end{aligned}$$

この「遺留分」を算定する際に注意すべきポイントは、次のとおりです。

生命保険金は算定対象外

生命保険金は、原則、遺留分の算定対象外となる点に留意します。生命保険金は、受取人固有の財産とされており、相続財産にも含まれません。

他方、相続税を計算する場合には、「みなし相続財産」として課税の対象となります。

持戻しとして対象となる場合がある

他の相続人との間に著しく不公平が生じるケースでは、特別受益に準じて、持戻しの対象となることもあり得ます。この場合の“特別受益”とは、被相続人から特定の相続人が生前贈与や遺贈によって特別に受けた利益のことを指します。この“特別受益”があった場合は、その受益分を相続財産に加算して分割を決めます。これを“持戻し”といいます。

生命保険金は原則として遺留分の算定対象外と述べましたが、これが**特別受益と判断されると、遺留分算定の際に死亡保険金を加算する（持戻す）**こととなります。



ちなみに生命保険金に関して持戻しの対象となるか否かは、過去の判例において、“保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率の他、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの、保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべき”、と示しています。

遺留分の割合

遺留分の割合は、相続人が誰かによって、以下のように異なります。

【遺留分の割合】

※“×”は遺留分がないことを示しています

相続人	全員の遺留分の合計割合	各相続人の具体的な遺留分割合			
		配偶者	子供	父母	兄弟
配偶者のみ	1/2	1/2	×	×	×
配偶者と子供	1/2	1/4	1/4÷人数	×	×
配偶者と父母	1/2	2/6	×	1/6÷人数	×
配偶者と兄弟	1/2	1/2	×	×	×
子供のみ	1/2	×	1/2÷人数	×	×
父母のみ	1/3	×	×	1/3÷人数	×
兄弟のみ	×	×	×	×	×

特別受益の持戻しまで考えた場合、現状の被相続人の財産だけで遺留分は算定できないことにご留意ください。

〈参考〉

相法3、最高裁平成16年10月29日決定「遺産分割及び寄与分を定める処分審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件」

冬でも気を抜けないニオイ対策

身体から発生するさまざまなニオイ。特に年齢を重ねると体臭が変化しやすく、気をつけたいものです。自分ではなかなか気づきにくいニオイの原因とその対策についてまとめました。

気になる加齢臭について

年齢による体臭として、よくあげられるのが「加齢臭」。一般的に、中高年特有の「脂臭い、青臭いニオイ」を指しますが、そのニオイの原因となるのが「ノネナール」という物質です。ノネナールは、男女に関係なく40歳くらいから増えてきます。そんな「加齢臭」が発生しやすいのが、頭・胸元・脇・耳のまわり・首の後ろ・背中など。主に上半身から臭うことが多いので、入浴の際にはしっかり洗って余分な皮脂を落とすことが大切です。「加齢臭」に対応したデオドラント製品を使い、こまめに皮脂や汗を拭き取るようにしましょう。

加齢臭よりも要注意のミドル脂臭とは？

体臭というと「加齢臭」ばかりが取り上げられますが、「加齢臭」より強いニオイを発するのが「ミドル脂臭」です。これは、35～45歳位の男性に多くみられ、使い古した油のようなニオイだといいます。原因となるのは「ジアセチル」という成分で、これは皮脂中の中鎖脂肪酸と交じり合うことで、さらにニオイがきつくなるといわれています。発生しやすいのは、後頭部と首の後ろ。シャンプーする際には、頭頂部から後頭部にかけて丁寧に洗うようにし、首の後ろの皮脂もしっかり落としましょう。



体臭を抑えるためにできること

体臭を抑えるには、ニオイの元となる食べ物に注意すること。ニオイ成分の原料となってしまう食材を控えることで、ニオイを軽減させることが可能です。ニオイにつながる食材は、主に「動物性タンパク質」と「脂質」。「動物性タンパク質」は、分解されるとアンモニア、インドール、硫化水素などとなり、「脂質」は加齢臭やミドル脂臭などの原料となってしまいます。つまり、肉食を控えることはニオイ対策に直結します。その他、ニンニク、辛い食べ物、アルコールもニオイの元になるため、できるだけ控えるのがおすすめ。反対に、ニオイ対策として積極的に摂りたい食材は次のとおりです。

ニオイを抑える食材

アルカリ性食品	梅干し、海藻、ホウレン草・小松菜等の緑色野菜、大豆食品など
抗酸化食品	ビタミンCとEが豊富な野菜、果物など
ポリフェノール類	お茶、大豆食品、ゴマ、人参、生姜、ワサビなど
腸内を整える食品	ヨーグルト、ゴボウ、玉ねぎ、蜂蜜、豆など

毎日、肉食がメインになっている場合は、お肉を半分の量にし、その2倍ほどの野菜を食べるようにしましょう。また、便秘も体臭の原因のひとつなので、腸内環境の良い生活を心がけることで、体臭を抑えると共に健康的な毎日が手に入ります。